



# 宮 崎 県 公 報

平成29年7月6日(木曜日) 第 2909 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

## 目 次

<p><b>規 則</b></p> <p>○県税の課税免除等の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則…………… (税務課) 1</p> <p><b>告 示</b></p> <p>○生活保護法に基づく指定介護機関(居宅介護事業所)の名称の変更…………… (福祉保健課) 3</p> <p>○生活保護法に基づく指定介護機関(居宅介護事業所)の廃止…………… ( " ) 3</p> <p>○生活保護法に基づく指定介護機関(居宅介護支援事業所)の廃止…………… ( " ) 3</p> <p>○救急病院の認定(2件)…………… (医療業務課) 4</p> <p>○救急病院の辞退…………… ( " ) 4</p> <p>○民有林の保安林の指定…………… (自然環境課) 4</p> <p>○保安林の指定施業要件の変更予定の通知の宛先人不明について…………… ( " ) 4</p> <p><b>公 告</b></p> <p>○宮崎県男女共同参画センターの指定管理者の指定の申請の手続の公表…………… (聾・聵・数詞課) 4</p> <p>○宮崎県東京学生寮の指定管理者の指定の申請の手続の公表…………… (総務課) 5</p> <p>○宮崎県福祉総合センター及び県立母子・父子福</p>	<p>祉センターの指定管理者の指定の申請の手続の公表…………… (福祉保健課) 6</p> <p>○県立視覚障害者センターの指定管理者の指定の申請の手続の公表…………… (障がい福祉課) 7</p> <p>○県立聴覚障害者センターの指定管理者の指定の申請の手続の公表…………… ( " ) 8</p> <p>○宮崎県諸県県有林共に学ぶ森の指定管理者の指定の申請の手続の公表…………… (環境森林課) 9</p> <p>○宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森の指定管理者の指定の申請の手続の公表…………… ( " ) 10</p> <p>○宮崎県川南遊学の森の指定管理者の指定の申請の手続の公表…………… ( " ) 11</p> <p>○宮崎県林業技術センター(研修寮、森の科学館、体験の森、森林植物園及び親水広場に限る。)の指定管理者の指定の申請の手続の公表…………… (森林経営課) 12</p> <p>○県立農業大学校農業総合研修センター及び宮崎県農業科学公園の指定管理者の指定の申請の手続の公表…………… (農業経営支援課) 12</p> <p>○土地改良区の役員の就退任の届出…………… (農村整備課) 13</p> <p>○県営土地改良事業の工事の完了…………… ( " ) 14</p> <p>○入札公告…………… 14</p> <p><b>雑 報</b></p> <p>○平成29年度行政書士試験の実施について…………… 15</p>
---	---

## 規 則

県税の課税免除等の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成29年7月6日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

### 宮崎県規則第37号

#### 県税の課税免除等の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

県税の課税免除等の特例に関する条例施行規則(昭和39年宮崎県規則第8号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(事業税の課税免除又は不均一課税の申請)</p> <p>第2条 特例条例第2条第1号及び第3条第1号の規定により事業税の課税免除を受けようとする者又は特例条例第5条第1号の規定により事業税の不均一課税を受けようとする者は、特例条例第2条第1号及び第3条第1号又は第5条第1号に規定する各年又は各事業年度ごとに、個人にあっては当該年分の事業税を地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第72条の55第1項の規定によって申告する日までに、法人にあっては当該事業年度分の事業税を法第72条の25第1項又は第72条の28第1項の規定によって申告納付する日までに、事業税課税免除(不均一課税</p>	<p>(事業税の課税免除又は不均一課税の申請)</p> <p>第2条 特例条例第2条第1号及び第3条第1号の規定により事業税の課税免除を受けようとする者又は特例条例第5条第1号及び第6条第1号の規定により事業税の不均一課税を受けようとする者は、特例条例第2条第1号及び第3条第1号又は第5条第1号及び第6条第1号に規定する各年又は各事業年度ごとに、個人にあっては当該年分の事業税を地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第72条の55第1項の規定により申告する日までに、法人にあっては当該事業年度分の事業税を法第72条の25第1項又は第72条の28第1項の規定により申告納付する日までに</p>

) 申請書 (別記様式第 1 号) を県税・総務事務所長 (以下「所長」という。) に提出しなければならない。

2 [略]

(不動産取得税の課税免除又は不均一課税の申請)

第 4 条 不動産取得税の課税免除又は不均一課税の適用を受けようとする者は、特例条例第 2 条第 2 号、第 3 条第 2 号及び第 4 条第 1 号又は第 5 条第 2 号に規定する家屋及びその敷地となる土地の取得に対して課する宮崎県税条例 (昭和 29 年宮崎県条例第 19 号) 第 38 条第 1 項の規定による不動産取得税を申告する日までに、不動産取得税課税免除 (不均一課税) 申請書 (別記様式第 2 号) を所長に提出しなければならない。

(固定資産税の課税免除又は不均一課税の申請)

第 6 条 固定資産税の課税免除又は不均一課税の適用を受けようとする者は、特例条例第 2 条第 3 号、第 3 条第 3 号及び第 4 条第 2 号又は第 5 条第 3 号に規定する家屋、償却資産又は構築物について、特例条例第 2 条から第 5 条までに規定する各年度ごとに、法第 745 条第 1 項において準用する法第 383 条の規定による固定資産税の申告をする日までに、固定資産税課税免除 (不均一課税) 申請書 (別記様式第 4 号) を知事に提出しなければならない。

(課税免除等の通知)

第 7 条 知事又は所長は、第 2 条第 1 項、第 4 条又は前条の規定によって、課税免除又は不均一課税の申請書の提出があった場合において、当該申請した事項が特例条例第 2 条から第 5 条までの規定に該当する場合にあっては課税免除 (不均一課税) 通知書 (別記様式第 5 号) により、当該規定に該当しない場合にあっては課税免除 (不均一課税) 不承認通知書 (別記様式第 6 号) によって通知するものとする。

別記

様式第 1 号 (その 1) (第 2 条関係)

[略]

付表 対象事業の用に供した新設し、又は増設した設備等に関する明細書

[略]

※ 対象事業は、次の表のとおりです。

対象条項	対象事業
特例条例第 2 条第 1 号	製造の事業、 <u>情報通信技術利用事業</u> 又は旅館業 (下宿営業を除く。)
[略]	
特例条例第 5 条第 1 号	[略]

様式第 1 号 (その 3) (第 2 条関係)

[略]

記載上の注意

1～5 [略]

6 課税免除 (不均一課税) の申請額の計算は、次の算式によってください。

(1)～(4) [略]

(5) 「税率」の欄は、課税免除の場合、宮崎県税条例第 32 条に規定する税率を記載し、不均一課税の場合、特例条例第 5 条第 1 号に規定する税率を記載してください。

(6) [略]

、事業税課税免除 (不均一課税) 申請書 (別記様式第 1 号) を県税・総務事務所長 (以下「所長」という。) に提出しなければならない。

2 [略]

(不動産取得税の課税免除又は不均一課税の申請)

第 4 条 不動産取得税の課税免除又は不均一課税の適用を受けようとする者は、特例条例第 2 条第 2 号、第 3 条第 2 号及び第 4 条第 1 号又は第 5 条第 2 号及び第 6 条第 2 号に規定する家屋及びその敷地となる土地の取得に対して課する宮崎県税条例 (昭和 29 年宮崎県条例第 19 号) 第 38 条第 1 項の規定による不動産取得税を申告する日までに、不動産取得税課税免除 (不均一課税) 申請書 (別記様式第 2 号) を所長に提出しなければならない。

(固定資産税の課税免除又は不均一課税の申請)

第 6 条 固定資産税の課税免除又は不均一課税の適用を受けようとする者は、特例条例第 2 条第 3 号、第 3 条第 3 号及び第 4 条第 2 号又は第 5 条第 3 号及び第 6 条第 3 号に規定する家屋、償却資産又は構築物について、特例条例第 2 条から第 6 条までに規定する各年度ごとに、法第 745 条第 1 項において準用する法第 383 条の規定による固定資産税の申告をする日までに、固定資産税課税免除 (不均一課税) 申請書 (別記様式第 4 号) を知事に提出しなければならない。

(課税免除等の通知)

第 7 条 知事又は所長は、第 2 条第 1 項、第 4 条又は前条の規定により、課税免除又は不均一課税の申請書の提出があった場合において、当該申請した事項が特例条例第 2 条から第 6 条までの規定のいずれかに該当するときは課税免除 (不均一課税) 通知書 (別記様式第 5 号) により、当該規定のいずれにも該当しないときは課税免除 (不均一課税) 不承認通知書 (別記様式第 6 号) によってそれぞれ通知するものとする。

別記

様式第 1 号 (その 1) (第 2 条関係)

[略]

付表 対象事業の用に供した新設し、又は増設した設備等に関する明細書

[略]

※ 対象事業は、次の表のとおりです。

対象条項	対象事業
特例条例第 2 条第 1 号	製造の事業、 <u>農林水産物等販売業</u> 又は旅館業 (下宿営業を除く。)
[略]	
特例条例第 5 条第 1 号	[略]
特例条例第 6 条第 1 号	<u>全ての事業</u>

様式第 1 号 (その 3) (第 2 条関係)

[略]

記載上の注意

1～5 [略]

6 課税免除 (不均一課税) の申請額の計算は、次の算式によってください。

(1)～(4) [略]

(5) 「税率」の欄は、課税免除の場合は宮崎県税条例第 32 条に規定する税率を記載し、不均一課税の場合は特例条例第 5 条第 1 号又は第 6 条第 1 号に規定する税率を記載してください。

(6) [略]

備考

1～3 [略]

4 対象事業は、次の表のとおりです。

対象条項	対象事業
特例条例第2条第1号	製造の事業、 <u>情報通信技術利用事業</u> 又は旅館業（下宿営業を除く。）
[略]	
特例条例第5条第1号	[略]

付表 対象事業の用に供した新設し、又は増設した設備等に関する明細書

[略]
-----

※ 対象事業は、次の表のとおりです。

対象条項	対象事業
特例条例第2条第1号	製造の事業、 <u>情報通信技術利用事業</u> 又は旅館業（下宿営業を除く。）
[略]	
特例条例第5条第1号	[略]

備考

1～3 [略]

4 対象事業は、次の表のとおりです。

対象条項	対象事業
特例条例第2条第1号	製造の事業、 <u>農林水産物等販売業</u> 又は旅館業（下宿営業を除く。）
[略]	
特例条例第5条第1号	[略]
特例条例第6条第1号	<u>全ての事業</u>

付表 対象事業の用に供した新設し、又は増設した設備等に関する明細書

[略]
-----

※ 対象事業は、次の表のとおりです。

対象条項	対象事業
特例条例第2条第1号	製造の事業、 <u>農林水産物等販売業</u> 又は旅館業（下宿営業を除く。）
[略]	
特例条例第5条第1号	[略]
特例条例第6条第1号	<u>全ての事業</u>

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(用紙に関する経過措置)

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の県税の課税免除等の特例に関する条例施行規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

**告 示**

**宮崎県告示第 423号**

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関（居宅介護事業所）から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成29年7月6日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 届出をした指定介護機関（居宅介護事業所）

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
株式会社 プラス・ ワン	西都市大字右松25 03番地1	デイサー ビスひむ か	西都市大字右松25 03番地1

2 届出事項

居宅介護事業所の名称		変 更 年月日
変 更 前	変 更 後	
通所介護アクティブセン ター	デイサービスひむか	平成29年 4月1日

**宮崎県告示第 424号**

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関（居宅介護事業所）から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成29年7月6日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃 止 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
医療法人豊 栄会	都城市栄町 22号5番地 1	豊栄クリ ニック	都城市下長 飯町1609番 地	平成29年 5月31日
株式会社ア クス	北九州市戸 畑区三六町 14番12号	ハロー薬局 出北店	延岡市卸本 町12番11号	平成29年 5月31日

**宮崎県告示第 425号**

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する

る法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関（居宅介護支援事業所）から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成29年7月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		廃止 年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
医療法人社 団 寿礼会	都城市志比 田町5427番 地1	仮屋外科胃 腸科居宅介 護支援事業 所	都城市志比 田町5427番 地1	平成29年 3月31日

宮崎県告示第 426号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院等と認定した。

平成29年7月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
整形外科押領司病院	小林市細野 162番地 1

2 救急病院等の認定の有効期間

平成29年6月26日から平成32年6月25日まで

宮崎県告示第 427号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院等と認定した。

平成29年7月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 名称及び所在

名 称	所 在 地
医療法人けんゆう会園 田病院	小林市堤3005番地 1

2 救急病院等の認定の有効期間

平成29年7月1日から平成32年6月30日まで

宮崎県告示第 428号

次の医療機関は、平成29年6月30日付けで、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院を辞退した。

平成29年7月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地
医療法人友愛会園田病 院	小林市堤3005番地 1

宮崎県告示第 429号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成29年7月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 日向市東郷町坪谷字大内1988-3
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに日向市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 430号

保安林の指定施業要件の変更予定の通知（平成29年宮崎県告示第179号）に係る保安林の所有者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法（昭和26年法律第 249号）第 189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更予定の通知の内容を、当該保安林の属する市町村の市役所又は町村役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成29年7月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名

美郷町役場

延岡銀行、岩崎義四郎、後藤慎護、高野幸紘、黒田明、山本繁、須藤富蔵、川元安治、川元芳彦、中森慶一郎、嶋戸惣四郎、尾崎堅

2 通知の要旨

(1) 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。

(2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については平成29年宮崎県告示第 179号によること。

公 告

公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号）第10条の2の規定により、宮崎県男女共同参画センターの指定管理者の指定の申請の手続について次のとおり公表する。

平成29年7月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 指定管理者が管理を行う公の施設の名称、所在地及び設置目的

(1) 名称 宮崎県男女共同参画センター（以下「センター」という。）

(2) 所在地 宮崎県宮崎市宮田町3番46号

(3) 設置目的 男女共同参画に関する情報提供及び相談支援を行うとともに、学習・交流の場を提供し、男女共同参画社会の形

成に寄与する。

## 2 指定期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日までとする。ただし、この期間において、管理を継続することが適当でない認められるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。

## 3 指定管理者の業務

- (1) センターの利用に関する業務
- (2) 男女共同参画社会づくり事業に関する業務
- (3) 施設の維持及び保全に関する業務
- (4) その他宮崎県男女共同参画センター指定管理者募集要領（以下「募集要領」という。）で定める業務

## 4 指定管理者が行う管理の基準

公の施設に関する条例第10条の4及び宮崎県男女共同参画センター管理規則（平成13年宮崎県規則第71号）第9条に規定する管理の基準による。

## 5 指定管理者の指定方法

知事は、申請のあったものの中から、指定管理候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定する。

## 6 指定管理者指定の申請に必要な資格

- (1) 宮崎県内に事業所又は事務所を有する、又は設置しようとする法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。
- (2) 法人にあっては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 宮崎県が発注する建設工事の請負又は物品の購入若しくは製造の請負等の契約に係る競争入札において、入札参加資格停止又は指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けた事実がある者にあつては、当該処分の日から起算して2年を経過している者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていること。
- (6) 団体の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮刑以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (7) 団体の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の関係者又はその関係者と密接な関係を有する者がいないこと。
- (8) 国税及び地方税の滞納がないこと。

## 7 指定管理候補者の選定に係る審査基準

- (1) 住民の平等な利用が確保されるとともに、宮崎県男女共同参画推進条例（平成15年宮崎県条例第9号）の趣旨を踏まえ、センターの設置目的に合った運営が行われること。
- (2) 事業計画書の内容等が、センターの効用を最大限に発揮するものであること。
- (3) 事業計画書の内容等が、管理運営に係る経費の縮減等を図るものであること。
- (4) 事業計画書の内容等を確実に実施するために必要な経理的基礎及び管理に関する能力を有するものであること。

## 8 指定管理候補者の選定方法

提出された指定管理者指定申請書、募集要領で定める書類等に

より申請資格の審査を行った上で、別に設置する宮崎県男女共同参画センター指定管理候補者選定委員会が審査を行い、その後県が確認を行った上で指定管理候補者を選定するものとする。

## 9 募集要領の配布場所及び請求先並びに配布期間

- (1) 配布場所及び請求先 宮崎県総合政策部生活・協働・男女参画課男女共同参画推進担当 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号  
郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7040
- (2) 配布期間 平成29年7月6日から平成29年9月6日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

## 10 指定管理者指定申請書等の提出方法及び提出期間

- (1) 提出方法 指定管理者指定申請書に募集要領で定める書類を添付し、提出先に持参又は送付（送付にあつては、書留郵便に限る。）により提出すること。
- (2) 提出期間 平成29年7月21日から平成29年9月6日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

## 11 指定管理者指定申請書等の提出先及び問合せ先

宮崎県総合政策部生活・協働・男女参画課男女共同参画推進担当

## 12 その他

この募集に関する詳細は、募集要領による。

公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号）第10条の2の規定により、宮崎県東京学生寮の指定管理者の指定の申請の手続について次のとおり公表する。

平成29年7月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

## 1 指定管理者が管理を行う公の施設の名称、所在地及び設置目的

- (1) 名称 宮崎県東京学生寮
- (2) 所在地 東京都千代田区九段南4丁目8番2号
- (3) 設置目的 宮崎県出身者で東京都及びその周辺に所在する大学等の学生に就学の便宜を図ること。

## 2 指定期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日までとする。ただし、この期間において、管理を継続することが適当でない認められるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。

## 3 指定管理者の業務

- (1) 学生寮の入退寮手続に関する業務
- (2) 学生寮における寮監業務
- (3) 学生寮の維持及び保全に関する業務
- (4) その他宮崎県東京学生寮指定管理者募集要領（以下「募集要領」という。）で定める業務

## 4 指定管理者が行う管理の基準

公の施設に関する条例第10条の4及び宮崎県東京学生寮管理規則（昭和47年宮崎県規則第20号）第19条に規定する管理の基準による。

## 5 指定管理者の指定方法

知事は、申請のあったものの中から、指定管理候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定する。

## 6 指定管理者指定の申請に必要な資格

- (1) 法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。
- (2) 法人にあっては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）

- 第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 宮崎県が発注する建設工事の請負又は物品の購入若しくは製造の請負等の契約に係る競争入札において、入札参加資格停止又は指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取消しを受けた事実がある者にあつては、当該処分の日から起算して 2 年を経過している者であること。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていること。
- (6) 団体の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (7) 団体の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団の関係者又はその暴力団の関係者と密接な関係を有する者がいないこと。
- (8) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- 7 指定管理候補者の選定に係る審査基準
- (1) 住民の平等な利用が確保されること。
- (2) 事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮するとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書の内容を確実に実施するために必要な経理的基礎及び管理に関する能力を有するものであること。
- (4) 環境保全への対応等がなされていること。
- 8 指定管理候補者の選定方法
- 提出された指定管理者指定申請書、募集要領で定める書類等により申請資格の審査を行った上で、別に設置する宮崎県東京学生寮指定管理候補者選定委員会が審査を行い、その後県が確認を行った上で指定管理候補者を選定するものとする。
- 9 募集要領の配布場所及び請求先並びに配布期間
- (1) 配布場所及び請求先 宮崎県総務部総務課庁舎管理担当 宮崎県宮崎市橘通東 2 丁目 10 番 1 号 郵便番号 880-8501 電話番号 0985 (26) 7290
- (2) 配布期間 平成 29 年 7 月 6 日から平成 29 年 9 月 5 日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
- 10 指定管理者指定申請書等の提出方法及び提出期間
- (1) 提出方法 指定管理者指定申請書に募集要領で定める書類を添付し、提出先に持参又は送付（送付にあつては、書留郵便に限る。）により提出すること。
- (2) 提出期間 平成 29 年 8 月 14 日から平成 29 年 9 月 5 日まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
- 11 指定管理者指定申請書等の提出先及び問合せ先  
宮崎県総務部総務課庁舎管理担当
- 12 その他  
この募集に関する詳細は、募集要領による。
- 公の施設に関する条例（昭和 39 年宮崎県条例第 7 号）第 10 条の 2 の規定により、宮崎県福祉総合センター及び県立母子・父子福祉セ

ンターの指定管理者の指定の申請の手続について次のとおり公表する。

平成 29 年 7 月 6 日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

- 1 指定管理者が管理を行う公の施設の名称、所在地及び設置目的
- (1) 名称 宮崎県福祉総合センター及び県立母子・父子福祉センター
- (2) 所在地 宮崎県宮崎市原町 2 番 22 号
- (3) 設置目的
- ① 宮崎県福祉総合センター  
児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 40 条の児童厚生施設、社会福祉関係者の研修施設及び民間社会福祉活動の増進を図るための施設
- ② 県立母子・父子福祉センター  
母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）第 39 条に規定する母子・父子福祉センター
- 2 指定期間  
平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までとする。ただし、この期間において、管理を継続することが適当でない認められるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。
- 3 指定管理者の業務
- (1) 宮崎県福祉総合センターの会議室等の予約管理、利用許可等の業務
- (2) 宮崎県福祉総合センター及び県立母子・父子福祉センターの維持管理業務
- (3) 児童交通遊園を利用する団体の交通安全指導等業務
- (4) その他知事が必要と認める業務
- 4 指定管理者が行う管理の基準  
公の施設に関する条例第 10 条の 4、宮崎県福祉総合センター管理規則（平成 17 年宮崎県規則第 89 号）第 14 条及び県立母子・父子福祉センター管理規則（平成 17 年宮崎県規則第 90 号）第 7 条に規定する管理の基準による。
- 5 指定管理者の指定方法  
知事は、申請のあったものの中から、指定管理候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定する。
- 6 指定管理者指定の申請に必要な資格
- (1) 宮崎県内に事業所又は事務所を有する、又は設置しようとする法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。
- (2) 法人にあつては、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 宮崎県が発注する建設工事の請負又は物品の購入若しくは製造の請負等の契約に係る競争入札において、入札参加資格停止又は指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取消しを受けた事実がある者にあつては、当該処分の日から起算して 2 年を経過している者であること。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていること。
- (6) 団体の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。



(7) 団体の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の関係者又はその暴力団の関係者と密接な関係を有する者がいないこと。

(8) 国税及び地方税の滞納がないこと。

(9) 消防法施行令(昭和36年政令第37号)第3条第1項第1号イからニまでのいずれかに該当する防火管理者を配置すること。

(10) 交通安全指導を行う者及び児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)第38条に規定する児童の遊びを指導する者を配置すること。(兼務可)

#### 7 指定管理候補者の選定に係る審査基準

(1) 住民の平等な利用が確保されること。

(2) 事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。

(3) 事業計画書の内容が、管理運営に係る経費の縮減を図るものであること。

(4) 事業計画書の内容を確実に実施するために必要な経理的基礎及び管理に関する能力を有するものであること。

(5) 事業計画書の内容が、地域への貢献等を図るものであること。

#### 8 指定管理候補者の選定方法

提出された指定管理者指定申請書、宮崎県福祉総合センター及び県立母子・父子福祉センター募集要領(以下「募集要領」という。)で定める書類等により申請資格の審査を行った上で、別に設置する宮崎県福祉総合センター等指定管理候補者選定委員会が審査を行い、その後県が確認を行った上で指定管理候補者を選定するものとする。

#### 9 募集要領の配布場所及び請求先並びに配布期間

(1) 配布場所及び請求先 宮崎県福祉保健部福祉保健課 地域福祉保健・自殺対策担当 宮崎県宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7075

(2) 配布期間 平成29年7月6日から平成29年9月5日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで

#### 10 指定管理者指定申請書等の提出方法及び提出期間

(1) 提出方法 指定管理者指定申請書に募集要領で定める書類を添付し、提出先に持参又は送付(送付にあっては、書留郵便に限る。)により提出すること。

(2) 提出期間 平成29年7月19日から平成29年9月5日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで

#### 11 指定管理者指定申請書等の提出先及び問合せ先

宮崎県福祉保健部福祉保健課地域福祉保健・自殺対策担当

#### 12 その他

この募集に関する詳細は、募集要領による。

公の施設に関する条例(昭和39年宮崎県条例第7号)第10条の2の規定により、県立視覚障害者センターの指定管理者の指定の申請の手続について、次のとおり公表する。

平成29年7月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

#### 1 指定管理者が管理を行う公の施設の名称、所在地及び設置目的

(1) 名称 県立視覚障害者センター(以下「センター」という。)

(2) 所在地 宮崎県宮崎市江西2丁目1番20号

(3) 設置目的 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号。以下「身障法」という。)第34条の規定に基づき設置されたもので、点字図書及び録音図書の製作、貸出及び閲覧事業を主たる業務として行い、併せて点訳・朗読奉仕員等の養成・指導、点字図書等の奨励及び視覚障がい者等に対する相談業務を実施することにより、視覚障がい者の福祉に資することを目的とする。

#### 2 指定期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日までとする。ただし、この期間において、管理を継続することが適当でないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。

#### 3 指定管理者の業務

(1) センターの利用に関する業務

(2) センターの維持及び保全に関する業務

(3) センターにおける視覚障がい者に関する啓発事業の企画運営業務

(4) 点訳図書及び録音図書の貸出及び閲覧に関する業務

(5) 点字図書及び録音図書の製作、刊行及び受入に関する業務

(6) 点訳奉仕員及び朗読奉仕員の養成及び指導に関する業務

(7) 視覚障がい者に対する点字講習、技術訓練その他の教養講習の実施に関する業務

(8) 視覚障がい者等に対する相談業務

(9) その他知事が必要と認める業務

#### 4 指定管理者が行う管理の基準

公の施設に関する条例第10条の4及び県立視覚障害者センター管理規則(平成17年宮崎県規則第91号)第14条に規定する管理の基準による。

#### 5 指定管理者の指定方法

知事は、申請のあったものの中から、指定管理候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定する。

#### 6 指定管理者指定の申請に必要な資格

(1) 宮崎県内に事業所又は事務所を有する、又は設置しようとする法人その他の団体(以下「団体」という。)であること。

(2) 法人にあっては、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号のいずれにも該当しない者であること。

(3) 宮崎県が発注する建設工事の請負又は物品の購入若しくは製造の請負等の契約に係る競争入札において、入札参加資格停止又は指名停止の措置を受けていないこと。

(4) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けた事実がある者にあつては、当該処分の日から起算して2年を経過している者であること。

(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていること。

(6) 団体の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。

(7) 団体の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の関係者又はその暴力団の関係者と密接な関係を有する者がいないこと。

(8) 国税及び地方税の滞納がないこと。

- (9) 身障法第34条の規定に基づく視覚障害者情報提供施設における実務経験を有する者を3人以上従事させることができること。
- (10) 点訳奉仕員及び朗読奉仕員の養成、指導の実績を有する者を確保できること。
- 7 指定管理候補者の選定に係る審査基準
- (1) 施設利用者の平等な利用が確保されること。
- (2) 事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- (3) 事業計画書の内容が、管理運営に係る経費の縮減等を図るものであること。
- (4) 事業計画書の内容を着実に実施するために必要な経理的基礎及び管理に関する能力を有するものであること。
- (5) 事業計画書の内容が、地域への貢献等を図るものであること。
- 8 指定管理候補者の選定方法
- 提出された指定管理者指定申請書及び県立視覚障害者センター指定管理者募集要領（以下「募集要領」という。）で定める書類等により申請資格の審査を行った上で、別に設置する宮崎県福祉総合センター等指定管理候補者選定委員会が審査を行い、その後県が確認を行った上で指定管理候補者を選定するものとする。
- 9 募集要領の配布場所及び請求先並びに配布期間
- (1) 配布場所及び請求先 宮崎県福祉保健部障がい福祉課地域生活支援担当 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(32)4468
- (2) 配布期間 平成29年7月6日から平成29年9月5日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- 10 指定管理者指定申請書等の提出方法及び提出期間
- (1) 提出方法 指定管理者指定申請書に募集要領で定める書類を添付し、提出先に持参又は送付（送付にあっては、書留郵便に限る。）により提出すること。
- (2) 提出期間 平成29年7月19日から平成29年9月5日まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- 11 指定管理者指定申請書等の提出先及び問合せ先  
宮崎県福祉保健部障がい福祉課地域生活支援担当
- 12 その他  
この募集に関する詳細は、募集要領による。

公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号）第10条の2の規定により、県立聴覚障害者センターの指定管理者の指定の申請の手続について次のとおり公表する。

平成29年7月6日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

- 1 指定管理者が管理を行う公の施設の名称、所在地及び設置目的
- (1) 名称 県立聴覚障害者センター（以下「センター」という。）
- (2) 所在地 宮崎県宮崎市江平西2丁目1番20号
- (3) 設置目的 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下「身障法」という。）第34条の規定に基づき設置されたもので聴覚障がい者用字幕（手話）入りDVD等の製作及び貸出事業を主たる業務として行い、併せて手話通訳者の派遣、情報機器の貸出等コミュニケーション支援事業及び聴覚障がい者に対する

- る相談事業を実施することにより、聴覚障がい者の福祉に資することを目的とする。
- 2 指定期間  
平成30年4月1日から平成33年3月31日までとする。ただし、この期間において、管理を継続することが適当でない認められるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。
- 3 指定管理者の業務
- (1) センターの利用に関する業務
- (2) センターの維持及び保全に関する業務
- (3) センターにおける聴覚障がい者に関する啓発事業の企画運営業務
- (4) 聴覚障がい者用字幕（手話）入りDVD等の製作及び貸出業務
- (5) 手話奉仕員、要約筆記奉仕員等の養成及び派遣に関する業務
- (6) 聴覚障がい者等に対する手話講習、技術訓練その他の教養講習の実施に関する業務
- (7) 聴覚障がい者等に対する相談業務
- (8) その他知事が必要と認める業務
- 4 指定管理者が行う管理の基準  
公の施設に関する条例第10条の4及び県立聴覚障害者センター管理規則（平成17年宮崎県規則第92号）第14条に規定する管理の基準による。
- 5 指定管理者の指定方法  
知事は、申請のあったものの中から、指定管理候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定する。
- 6 指定管理者指定の申請に必要な資格
- (1) 宮崎県内に事業所又は事務所を有する、又は設置しようとする法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。
- (2) 法人にあっては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 宮崎県が発注する建設工事の請負又は物品の購入若しくは製造の請負等の契約に係る競争入札において、入札参加資格停止又は指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けた事実がある者には、当該処分の日から起算して2年を経過している者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者には、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていること。
- (6) 団体の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (7) 団体の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の関係者又はその暴力団の関係者と密接な関係を有する者がいないこと。
- (8) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (9) 身障法第34条の規定に基づく聴覚障害者情報提供施設における実務経験を有する者を、3人以上従事させることができること。
- (10) 手話奉仕員、要約筆記奉仕員等の養成、指導の実績を有する者を確保できること。



## 7 指定管理候補者の選定に係る審査基準

- (1) 施設利用者の平等な利用が確保されること。
- (2) 事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- (3) 事業計画書の内容が、管理運営に係る経費の縮減等を図るものであること。
- (4) 事業計画書の内容を着実に実施するために必要な経理的基礎及び管理に関する能力を有するものであること。
- (5) 事業計画書の内容が地域への貢献等を図るものであること。

## 8 指定管理候補者の選定方法

提出された指定管理者指定申請書及び県立聴覚障害者センター指定管理者募集要領（以下「募集要領」という。）で定める書類等により申請資格の審査を行った上で、別に設置する宮崎県福祉総合センター等指定管理候補者選定委員会が審査を行い、その後県が確認を行った上で指定管理候補者を選定するものとする。

## 9 募集要領の配布場所及び請求先並びに配布期間

- (1) 配布場所及び請求先 宮崎県福祉保健部障がい福祉課地域生活支援担当 宮崎県宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(32)4468
- (2) 配布期間 平成29年7月6日から平成29年9月5日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

## 10 指定管理者指定申請書等の提出方法及び提出期間

- (1) 提出方法 指定管理者指定申請書に募集要領で定める書類を添付し、提出先に持参又は送付（送付にあっては、書留郵便に限る。）により提出すること。
- (2) 提出期間 平成29年7月19日から平成29年9月5日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

## 11 指定管理者指定申請書等の提出先及び問合せ先

宮崎県福祉保健部障がい福祉課地域生活支援担当

## 12 その他

この募集に関する詳細は、募集要領による。

公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号）第10条の2の規定により、宮崎県諸県県有林共に学ぶ森の指定管理者の指定の申請の手続について次のとおり公表する。

平成29年7月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

## 1 指定管理者が管理を行う公の施設の名称、所在地及び設置目的

- (1) 名称 宮崎県諸県県有林共に学ぶ森
- (2) 所在地 宮崎県宮崎市高岡町紙屋字赤木9番地1
- (3) 設置目的 森林とのふれあいの場を提供するとともに、森林の機能及び林業の役割を研修するための施設

## 2 指定期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日までとする。ただし、この期間において、管理を継続することが適当でない認められるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。

## 3 指定管理者の業務

- (1) 施設の利用に関する業務
- (2) 施設の維持及び保全に関する業務
- (3) 森林・林業に関する知識習得のための研修に関する業務
- (4) その他上記に付随する業務

## 4 指定管理者が行う管理の基準

公の施設に関する条例第10条の4及び宮崎県諸県県有林共に学ぶ森管理規則（平成17年宮崎県規則第84号）第12条に規定する管理の基準による。

## 5 指定管理者の指定方法

知事は、申請のあったものの中から、指定管理候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定する。

## 6 指定管理者指定の申請に必要な資格

- (1) 宮崎県内に事業所又は事務所を有する、又は設置しようとする法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。
- (2) 法人にあっては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 宮崎県が発注する建設工事の請負又は物品の購入若しくは製造の請負等の契約に係る競争入札において、入札参加資格停止又は指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けた事実がある者にあっては、当該処分の日から起算して2年を経過している者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者にあっては、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていること。
- (6) 団体の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (7) 団体の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の関係者若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団の関係者若しくは暴力団員と密接な関係を有する者がいないこと。
- (8) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (9) 「宮崎県諸県県有林共に学ぶ森管理運営業務仕様書」に掲げる管理運営に必要な免許等を有する組織・人員体制を指定管理の始期までに確保できること。

7 指定管理候補者の選定に係る審査基準

- (1) 住民の平等な利用が確保されること。
- (2) 事業計画の内容が公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- (3) 事業計画の内容が管理運営に係る経費の縮減を図るものであること。
- (4) 事業計画の内容を確実に実施するために必要な経理的基礎及び管理に関する能力を有するものであること。
- (5) 地域への貢献等が図られていること。

8 指定管理候補者の選定方法

提出された指定管理者指定申請書、宮崎県諸県県有林共に学ぶ森指定管理者募集要領（以下「募集要領」という。）で定める書類等により申請資格の審査を行った上で、別に設置する宮崎県環境森林部指定管理候補者選定委員会が審査を行い、その後県の確認を経て、指定管理候補者を選定するものとする。

## 9 募集要領の配布場所及び請求先並びに配布期間

- (1) 配布場所及び請求先 宮崎県環境森林部環境森林課みやざきの森林づくり推進室県営林担当 宮崎県宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7160

<p>(2) 配布期間 平成29年7月6日から平成29年9月5日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前8時30分から午後5時15分まで）</p> <p>10 現地説明会の開催日時、開催場所及び集合場所</p> <p>(1) 開催日時 平成29年7月25日午後2時</p> <p>(2) 開催場所 宮崎県諸県県有林共に学ぶ森 宮崎県宮崎市高岡町紙屋字赤木9番地1</p> <p>(3) 集合場所 多目的管理棟前</p> <p>11 指定管理者指定申請書等の提出方法及び提出期間</p> <p>(1) 提出方法 指定管理者指定申請書に募集要領で定める書類を添付し、提出先に持参又は送付（送付にあっては、書留郵便に限る。）により提出すること。</p> <p>(2) 提出期間 平成29年8月7日から平成29年9月5日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前8時30分から午後5時15分まで）</p> <p>12 指定管理者指定申請書等の提出先及び問合せ先 宮崎県環境森林部環境森林課みやざきの森林づくり推進室宮営林担当</p> <p>13 その他 この募集に関する詳細は、募集要領による。</p> <hr/> <p>公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号）第10条の2の規定により、宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森の指定管理者の指定の申請の手続について次のとおり公表する。</p> <p>平成29年7月6日 宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 指定管理者が管理を行う公の施設の名称、所在地及び設置目的</p> <p>(1) 名称 宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森</p> <p>(2) 所在地 宮崎県小林市細野字山中之前5739番地14</p> <p>(3) 設置目的 県民の森林レクリエーション、保健休養並びに森林及び林業とのふれあいの場を提供するための施設</p> <p>2 指定期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日までとする。ただし、この期間において、管理を継続することが適当でないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。</p> <p>3 指定管理者の業務</p> <p>(1) 施設の利用に関する業務</p> <p>(2) 施設の維持及び保全に関する業務</p> <p>(3) 森林・林業に関する知識習得や自然とのふれあいのための研修に関する業務</p> <p>(4) その他上記に付随する業務</p> <p>4 指定管理者が行う管理の基準 公の施設に関する条例第10条の4及び宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森管理規則（平成17年宮崎県規則第83号）第14条に規定する管理の基準による。</p> <p>5 指定管理者の指定方法 知事は、申請のあったものの中から、指定管理候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定する。</p> <p>6 指定管理者指定の申請に必要な資格</p> <p>(1) 宮崎県内に事業所又は事務所を有する、又は設置しようとする法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。</p> <p>(2) 法人にあっては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれにも該当しない者であること。</p>	<p>(3) 宮崎県が発注する建設工事の請負又は物品の購入若しくは製造の請負等の契約に係る競争入札において、入札参加資格停止又は指名停止の措置を受けていないこと。</p> <p>(4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けた事実がある者にあつては、当該処分の日から起算して2年を経過している者であること。</p> <p>(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていること。</p> <p>(6) 団体の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。</p> <p>(7) 団体の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の関係者若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団の関係者若しくは暴力団員と密接な関係を有する者がいないこと。</p> <p>(8) 国税及び地方税の滞納がないこと。</p> <p>(9) 次の条件を満たすことができること。</p> <p>ア 宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森において、無料施設部分と有料のオートキャンプ場を一体的及び適切で安全に管理運営するための総括責任者が常勤できること。</p> <p>イ 「宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森管理運営業務仕様書」に掲げる管理運営に必要な免許等を有する組織・人員体制を指定管理の始期までに確保できること。</p> <p>7 指定管理候補者の選定に係る審査基準</p> <p>(1) 住民の平等な利用が確保されること。</p> <p>(2) 事業計画の内容が公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。</p> <p>(3) 事業計画の内容が管理運営に係る経費の縮減を図るものであること。</p> <p>(4) 事業計画の内容を確実に実施するために必要な経理的基礎及び管理に関する能力を有するものであること。</p> <p>(5) 地域への貢献等が図られていること。</p> <p>8 指定管理候補者の選定方法 提出された指定管理者指定申請書、宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森指定管理者募集要領（以下「募集要領」という。）で定める書類等により申請資格の審査を行った上で、別に設置する宮崎県環境森林部指定管理候補者選定委員会が審査を行い、その後県の確認を経て、指定管理候補者を選定するものとする。</p> <p>9 募集要領の配布場所及び請求先並びに配布期間</p> <p>(1) 配布場所及び請求先 宮崎県環境森林部環境森林課みやざきの森林づくり推進室宮営林担当 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7160</p> <p>(2) 配布期間 平成29年7月6日から平成29年9月5日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前8時30分から午後5時15分まで）</p> <p>10 現地説明会の開催日時、開催場所及び集合場所</p> <p>(1) 開催日時 平成29年7月25日午前10時</p> <p>(2) 開催場所 宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森 宮崎県小林市細野字山中之前5739番地14</p> <p>(3) 集合場所 第1ゲート前</p>
--	--

- 11 指定管理者指定申請書等の提出方法及び提出期間
- (1) 提出方法 指定管理者指定申請書に募集要領で定める書類を添付し、提出先に持参又は送付(送付にあっては、書留郵便に限る。)により提出すること。
  - (2) 提出期間 平成29年8月7日から平成29年9月5日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前8時30分から午後5時15分まで)
- 12 指定管理者指定申請書等の提出先及び問合せ先  
宮崎県環境森林部環境森林課みやざきの森林づくり推進室県営林担当
- 13 その他  
この募集に関する詳細は、募集要領による。

公の施設に関する条例(昭和39年宮崎県条例第7号)第10条の2の規定により、宮崎県川南遊学の森の指定管理者の指定の申請の手続について次のとおり公表する。

平成29年7月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 指定管理者が管理を行う公の施設の名称、所在地及び設置目的
- (1) 名称 宮崎県川南遊学の森
  - (2) 所在地 宮崎県児湯郡川南町大字川南字村上 26689番地外
  - (3) 設置目的 県民の森林に関する知識及び技術の修得並びに森林とのふれあいの場を提供するための施設
- 2 指定期間  
平成30年4月1日から平成33年3月31日までとする。ただし、この期間において、管理を継続することが適当でない認められるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。
- 3 指定管理者の業務
- (1) 施設の利用に関する業務
  - (2) 施設の維持及び保全に関する業務
  - (3) 県民を対象にした森林環境教育の実施に関する業務
  - (4) その他上記に付随する業務
- 4 指定管理者が行う管理の基準  
公の施設に関する条例第10条の4及び宮崎県川南遊学の森管理規則(平成20年宮崎県規則第35号)第12条に規定する管理の基準による。
- 5 指定管理者の指定方法  
知事は、申請のあったものの中から、指定管理候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定する。
- 6 指定管理者指定の申請に必要な資格
- (1) 宮崎県内に事業所又は事務所を有する、又は設置しようとする法人その他の団体(以下「団体」という。)であること。
  - (2) 法人にあっては、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号のいずれにも該当しない者であること。
  - (3) 宮崎県が発注する建設工事の請負又は物品の購入若しくは製造の請負等の契約に係る競争入札において、入札参加資格停止又は指名停止の措置を受けていないこと。
  - (4) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けた事実がある者には、当該処分の日から起算して2年を経過している者であること。
  - (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者には、

当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていること。

- (6) 団体の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
  - (7) 団体の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)の関係者若しくは同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団の関係者若しくは暴力団員と密接な関係を有する者がいないこと。
  - (8) 国税及び地方税の滞納がないこと。
  - (9) 次の条件を満たすことができること。
    - ア 森林環境教育の企画及び実行並びに遊学の森の利用者に対する指導や助言、説明等を適切に実施するための、森林インストラクター、樹木医、ネイチャーゲームインストラクター等のいずれかの資格を有する者又は指定期間の始期までに取得できる者を確保すること。
    - イ 施設内の森林、歩道等の除草又は支障木の伐採等に従事する者が、刈払機及びチェーンソーの安全衛生教育研修等の受講者又は指定期間の始期までに受講する者であること。
- 7 指定管理候補者の選定に係る審査基準
- (1) 住民の平等な利用が確保されること。
  - (2) 事業計画の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。
  - (3) 事業計画の内容が、管理運営に係る経費の縮減を図るものであること。
  - (4) 事業計画の内容を確実に実施するために必要な経理的基礎及び管理に関する能力を有するものであること。
  - (5) 地域への貢献等が図られていること。
- 8 指定管理候補者の選定方法  
提出された指定管理者指定申請書、宮崎県川南遊学の森指定管理者募集要領(以下「募集要領」という。)で定める書類等により申請資格の審査を行った上で、別に設置する宮崎県環境森林部指定管理候補者選定委員会が審査を行い、その後県の確認を経て、指定管理候補者を選定するものとする。
- 9 募集要領の配布場所及び請求先並びに配布期間
- (1) 配布場所及び請求先 宮崎県環境森林部環境森林課みやざきの森林づくり推進室豊かな森林づくり担当 宮崎県宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7153
  - (2) 配布期間 平成29年7月6日から平成29年9月5日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前8時30分から午後5時15分まで)
- 10 現地説明会の開催場所、開催日時及び集合場所
- (1) 開催場所 宮崎県川南遊学の森 宮崎県児湯郡川南町大字川南字村上 26689番地
  - (2) 開催日時 平成29年7月24日午前10時
  - (3) 集合場所 エントランス広場
- 11 指定管理者指定申請書等の提出方法及び提出期間
- (1) 提出方法 指定管理者指定申請書に募集要領で定める書類を添付し、提出先に持参又は送付(送付にあっては、書留郵便に限る。)により提出すること。
  - (2) 提出期間 平成29年8月7日から平成29年9月5日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前8時30分から午後5時15分

<p>まで)</p> <p>12 指定管理者指定申請書等の提出先及び問合せ先 宮崎県環境森林部環境森林課みやざきの森林づくり推進室豊かな森林づくり担当</p> <p>13 その他 この募集に関する詳細は、募集要領による。</p> <hr/> <p>公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号）第10条の2の規定により、宮崎県林業技術センター（研修寮、森の科学館、体験の森、森林植物園及び親水広場に限る。）の指定管理者の指定の申請の手続について次のとおり公表する。</p> <p>平成29年7月6日</p> <p style="text-align: right;">宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 指定管理者が管理を行う公の施設の名称、所在地及び設置目的</p> <p>(1) 名称 宮崎県林業技術センター（研修寮、森の科学館、体験の森、森林植物園及び親水広場に限る。以下「森とのふれあい施設」という。）</p> <p>(2) 所在地 宮崎県東臼杵郡美郷町西郷田代1561番地1</p> <p>(3) 設置目的 林業技術センター内における林業に関する知識及び技術の修得施設並びに森とのふれあいの場を提供するための施設</p> <p>2 指定期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日までとする。ただし、この期間において、管理を継続することが適当でないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。</p> <p>3 指定管理者の業務</p> <p>(1) 施設の利用に関する業務</p> <p>(2) 施設の維持及び保全に関する業務</p> <p>(3) 森林・林業に関する知識習得や自然とのふれあいのための研修に関する業務</p> <p>(4) その他上記に附随する業務</p> <p>4 指定管理者が行う管理の基準 公の施設に関する条例第10条の4及び宮崎県林業技術センター管理規則（平成4年宮崎県規則第9号）第12条に規定する管理の基準による。</p> <p>5 指定管理者の指定方法 知事は、申請のあったものの中から、指定管理候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定する。</p> <p>6 指定管理者指定の申請に必要な資格</p> <p>(1) 宮崎県内に事業所又は事務所を設置し、又は設置しようとする法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。</p> <p>(2) 法人にあっては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれにも該当しない者であること。</p> <p>(3) 宮崎県が発注する建設工事の請負又は物品の購入若しくは製造の請負等の契約に係る競争入札において、入札参加資格停止又は指名停止の措置を受けていないこと。</p> <p>(4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けた事実がある者にあつては、当該処分の日から起算して2年を経過している者であること。</p> <p>(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決</p>	<p>定を受けていること。</p> <p>(6) 団体の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。</p> <p>(7) 団体の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の関係者又はその暴力団の関係者と密接な関係を有する者がいないこと。</p> <p>(8) 国税及び地方税の滞納がないこと。</p> <p>(9) 「宮崎県林業技術センター（森とのふれあい施設）管理運営業務仕様書」に掲げる管理運営に必要な免許等を有する組織及び人員体制を指定管理の始期までに確保できること。</p> <p>7 指定管理候補者の選定に係る審査基準</p> <p>(1) 住民の平等な利用が確保されること。</p> <p>(2) 事業計画の内容が公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。</p> <p>(3) 事業計画の内容が、管理運営に係る経費の縮減を図るものであること。</p> <p>(4) 事業計画の内容を確実に実施するために必要な経理的基礎及び管理に関する能力を有するものであること。</p> <p>(5) 地域への貢献等が図られていること。</p> <p>8 指定管理候補者の選定方法 提出された指定管理者指定申請書、宮崎県林業技術センター（森とのふれあい施設）指定管理者募集要領（以下「募集要領」という。）で定める書類等により申請資格の審査を行った上で、別に設置する宮崎県環境森林部指定管理候補者選定委員会が審査を行い、その後県が確認を行った上で指定管理候補者を選定するものとする。</p> <p>9 募集要領の配布場所及び請求先並びに配布期間</p> <p>(1) 配布場所及び請求先</p> <p>ア 宮崎県環境森林部森林経営課林業普及指導担当 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号 0985 (26) 7154</p> <p>イ 宮崎県林業技術センター管理研修課 宮崎県東臼杵郡美郷町西郷田代1561番地1 郵便番号 883-1101 電話番号0982 (66) 2888</p> <p>(2) 配布期間 平成29年7月6日から平成29年9月5日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>10 指定管理者指定申請書等の提出方法及び提出期間</p> <p>(1) 提出方法 指定管理者指定申請書に募集要領で定める書類を添付し、提出先に持参又は送付（送付にあつては、書留郵便に限る。）により提出すること。</p> <p>(2) 提出期間 平成29年8月7日から平成29年9月5日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>11 指定管理者指定申請書等の提出先及び問合せ先 宮崎県環境森林部森林経営課林業普及指導担当</p> <p>12 その他 この募集に関する詳細は、募集要領による。</p> <hr/> <p>公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号）第10条の2の規定により、県立農業大学校農業総合研修センター及び宮崎県農業科学公園の指定管理者の指定の申請の手続について次のとおり公表する。</p>
---	---

平成29年7月6日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

## 1 指定管理者が管理を行う公の施設の名称、所在地及び設置目的

名称	県立農業大学校農業総合研修センター	宮崎県農業科学公園
所在地	宮崎県児湯郡高鍋町大字持田5732	
設置目的	農業経営者、地域農業者の指導者等に対して農業に関する知識及び技術についての研修並びに県民の農業に対する理解を深め、意識を啓発するための研修を実施することを目的とする。	県民の農業とのふれあいの場を提供するとともに、農業に対する意識の啓発に資することを目的とする。

## 2 指定期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日までとする。ただし、この期間において、管理を継続することが適当でない認められるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。

## 3 指定管理者の業務

- (1) 県立農業大学校農業総合研修センターの利用に関する業務
- (2) 県立農業大学校農業総合研修センターにおける研修の実施に関する業務
- (3) 県立農業大学校農業総合研修センターの維持及び保全に関する業務
- (4) 宮崎県農業科学公園の利用に関する業務
- (5) 宮崎県農業科学公園の維持及び保全に関する業務
- (6) その他管理運営に必要な業務

## 4 指定管理者が行う管理の基準

公の施設に関する条例第10条の4及び次に掲げる基準による。

- (1) 関係する法令、条例、規則等の規定を遵守し、適正な施設の管理運営を行うこと。
- (2) 利用者に対して適切なサービスの提供を行うこと。
- (3) 施設の整備及び物品等の維持管理を適切に行うこと。
- (4) 指定管理者が業務に関連して取得した個人に関する情報を適切に取り扱うこと。
- (5) その他知事が必要と認める基準

## 5 指定管理者の指定方法

知事は、申請のあったものの中から、指定管理候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定する。

## 6 指定管理者指定の申請に必要な資格

- (1) 宮崎県内に事業所又は事務所を有する、又は設置しようとする法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。
- (2) 法人にあっては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 宮崎県が発注する建設工事の請負又は物品の購入若しくは製造の請負等の契約に係る競争入札において、入札参加資格停止又は指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けた事実がある者にあつては、当該処分の日から起算して2年を経過している者であること。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていること。

(6) 団体の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。

(7) 団体の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の関係者又はその暴力団の関係者と密接な関係を有する者がいないこと。

(8) 国税及び地方税の滞納がないこと。

## 7 指定管理候補者の選定に係る審査基準

- (1) 住民の平等な利用が確保されること。
- (2) 事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- (3) 事業計画書の内容が、管理運営に係る経費の縮減を図るものであること。
- (4) 事業計画書の内容を確実に実施するために必要な経理的基礎及び管理に関する能力を有するものであること。
- (5) 施設の運営に当たり、環境保全への対応や地域への貢献が図られていること。

## 8 指定管理候補者の選定方法

提出された指定管理者指定申請書及び県立農業大学校農業総合研修センター及び宮崎県農業科学公園指定管理者募集要領（以下「募集要領」という。）で定める書類等により申請資格の審査を行った上で、別に設置する県立農業大学校農業総合研修センター及び宮崎県農業科学公園指定管理候補者選定委員会が審査を行い、その後県が確認を行った上で指定管理候補者を選定するものとする。

## 9 募集要領の配布場所及び請求先並びに配布期間

- (1) 配布場所及び請求先 宮崎県農政水産部農業経営支援課 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7131
- (2) 配布期間 平成29年7月6日から平成29年9月5日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

## 10 指定管理者指定申請書等の提出方法及び提出期間

- (1) 提出方法 指定管理者指定申請書に募集要領で定める書類を添付し、提出先に持参又は送付（送付にあつては、書留郵便に限る。）により提出すること。
- (2) 提出期間 平成29年8月18日から平成29年9月5日まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

## 11 指定管理者指定申請書等の提出先及び問合せ先

宮崎県農政水産部農業経営支援課担い手担当

## 12 その他

この募集に関する詳細は、募集要領による。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、俵野土地改良区（延岡市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成29年7月6日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	夏 田 滋 次	北川町長井7010番地 1
理 事	白 坂 竜 馬	北川町長井6615番地
理 事	佐 藤 厚 生	北川町長井7417番地
理 事	横 山 盛 昌	北川町長井6643番地 1
理 事	横 山 竜 二	北川町長井6438番地33
監 事	児 玉 繁 良	北川町長井6726番地 1
監 事	児 玉 剛 誠	北川町長井6727番地

(任期：平成31年3月31日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	夏 田 数 義	北川町長井7423番地 1
理 事	横 山 高 博	北川町長井6492番地
理 事	横 山 拓 也	北川町長井6646番地
理 事	児 玉 長 彦	北川町長井6858番地
理 事	夏 田 栄 子	北川町長井6866番地 1
監 事	児 玉 繁 良	北川町長井6726番地 1
監 事	児 玉 剛 誠	北川町長井6727番地

次の地区の県営土地改良事業の施行に伴う工事は、完了した。  
平成29年7月6日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

地 区 名	市町村名	事 業 名	完了年月日
横 尾 原	都城市	畑地帯総合整備事業	平成29年3月27日
大 井 手	都城市	畑地帯総合整備事業	平成29年3月27日
万 ヶ 塚	都城市	畑地帯総合整備事業	平成29年3月29日
浜之段第1	都城市	畑地帯総合整備事業	平成28年11月30日

		業	
高 才 第 2	三股町	畑地帯総合整備事業	平成29年3月27日

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成29年7月6日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 競争入札に付する事項

- (1) 借入物品及び数量 県立学校校務用コンピュータ 450台
- (2) 借入物品の特質等 明細書による。
- (3) 納入期限 平成29年9月29日
- (4) 契約期間 平成29年10月1日から平成34年9月30日まで(60月)
- (5) 納入場所 明細書による。
- (6) 入札方法 (1)の借入物品について入札を実施する。入札金額は、賃借料1月当たりの単価に契約期間月数を乗じた金額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る契約(以下「本件契約」という。)は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成17年宮崎県条例第81号)第2条第1項第1号の規定による契約であり、県は、上記1の(4)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。
  - ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合
  - イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以後において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合
- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。
  - ア 平成29年宮崎県告示第155号に規定する資格を有する者で、業種がサービス(役務の提供)に関する業種で、営業種目が賃貸業務で種目が電算機器又は営業種目が電算業務で種目が電算処理(システム開発を含む。)、データエントリー及びその他のものであること。
  - イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
  - ウ 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置及び設定できると認められる者であること。
  - エ 本件の借入物品について、保守、点検、修理及び部品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。
  - オ 納入する物品を第三者をして貸付けようとする者であって



は、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。

- (2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ、ウ、エ及びオの資格要件を満たすことを証明する書類を平成29年8月4日までに提出しなければならない。

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときはこれに応じなければならない。

#### 4 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県教育庁財務福利課管理担当 宮崎市橋通東1丁目9番10号 郵便番号 880-8502 電話番号0985 (26) 7235  
 (2) 期間 平成29年7月7日から平成29年8月17日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

#### 5 入札説明書及び仕様書の交付場所及び交付期間

- (1) 場所 宮崎県教育庁財務福利課管理担当  
 (2) 期間 平成29年7月7日から平成29年8月4日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

#### 6 入札説明会

入札説明会は実施しない。ただし、本件入札に関する質問については平成29年8月4日午後5時まで受け付ける。なお、入札に関する質問にあっては個別に対応するが、入札に参加しようとする者全員に周知する必要があると判断したものに関しては、メール又はホームページで通知する。

#### 7 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所 宮崎県教育庁財務福利課管理担当  
 (2) 提出期限 平成29年8月17日午後5時  
 (3) 提出方法 持参又は送付(郵便にあっては書留郵便に限る。)により提出すること。

#### 8 開札の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県庁4号館2階 宮崎県税・総務事務所入札室  
 (2) 日時 平成29年8月18日午前10時30分

#### 9 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第2号)第100条の規定による。

#### 10 入札の無効に関する事項

宮崎県財務規則第125条に規定する入札は、無効とする。

#### 11 落札者の決定の方法

予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

#### 12 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県教育庁財務福利課管理担当 宮崎市橋通東1丁目9番10号 郵便番号 880-8502 電話番号0985 (26) 7235

#### 13 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### 14 その他

- (1) この競争入札による調達、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。  
 (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。  
 (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

#### 15 Summary

- (1) Nature and quantity of the service required: Personal computers for school affairs: 450 computers  
 (2) Time limit for tender: 5:00.p.m.17 August 2017

- (3) Contact point for the notice: Management Section, Finance and Welfare Division, Miyazaki Prefectural Board of Education, 1-9-10 Tachibanadori Higashi, Miyazaki City, 880-8502 Japan. TEL: 0985-26-7235

## 雑 報

#### 平成29年度行政書士試験の実施について

行政書士法(昭和26年法律第4号)第4条第1項の規定により宮崎県知事から委任された平成29年度行政書士試験について、次のとおり実施します。

平成29年7月6日

一般財団法人行政書士試験研究センター理事長 磯 部 力

#### 1 試験期日

平成29年11月12日(日) 午後1時から午後4時まで

#### 2 試験場所

宮崎県立宮崎工業高等学校(宮崎市天満町9-1)

#### 3 試験の科目及び方法

##### (1) 試験の科目

試験科目	内容等
行政書士の業務に関し必要な法令等 (出題数46題)	憲法、行政法(行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。)、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、平成29年4月1日現在施行されている法令に関して出題します。
行政書士の業務に関連する一般知識等(出題数14題)	政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護、文章理解

##### (2) 試験の方法

ア 試験は、筆記試験によって行います。

イ 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「行政書士の業務に関連する一般知識等」は択一式とします。

\* 記述式は、40字程度で記述するものを出題します。

#### 4 受験手数料

7,000円

受験手数料の払込方法については、試験案内を御覧ください。なお、払込みに要する費用は、受験申込者の負担となります。また、一旦払い込まれた受験手数料は、天災等の事由により、試験を実施しないこととした場合等以外は返還しません。

#### 5 受験手続

##### (1) 郵送による受験申込み

ア 受付期間

平成29年8月7日(月)から平成29年9月8日(金)まで

イ 受付場所

一般財団法人行政書士試験研究センター(東京都千代田区一番町25番地 全国町村議員会館3階)

受験願書と一緒に配布する封筒により必ず簡易書留郵便で郵送してください。9月8日の消印があるものまで受け付けます。

ウ 提出書類

受験願書一式(配布場所についてはエを御覧ください。)

## エ 試験案内及び受験願書の配布方法、配布期間及び配布場所

## ① 郵送配布

## (ア) 配布期間

平成29年8月7日（月）から平成29年9月1日（金）まで

## (イ) 配布方法

郵送を希望する方は、140円分の切手を貼った、あて先明記の返信用封筒（角形2号：A4サイズの用紙が折らずに入る大きさ）を同封した上、次のあて先まで郵便で請求してください。ただし、9月1日必着のこと。

郵便番号 252-0299

日本郵便株式会社 相模原郵便局留

一般財団法人行政書士試験研究センター試験課

## ② 窓口配布

## (ア) 配布期間

平成29年8月7日（月）から平成29年9月8日（金）まで

## (イ) 配布場所

一般財団法人行政書士試験研究センター、宮崎県行政書士会、宮崎県総務部市町村課、県内各県税・総務事務所、西臼杵支庁、県内各市役所及び町村役場

土曜日、日曜日及び国民の祝日は、配布しません。

## (2) インターネットによる受験申込み

## ア 受験申込み画面への入力

顔写真の画像データ（高さ4：幅3の割合のもの）を用意した上で、一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ（<https://gyosei-shiken.or.jp>）からインターネット出願画面に接続し、画面の項目に従って必要事項を漏れなく入力してください。

なお、申込完了メール不着等インターネット出願システムに関するお問い合わせ先は、一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ（<https://gyosei-shiken.or.jp>）に掲載します。

## イ 受付期間

## ① 平成29年8月7日（月）午前9時から平成29年9月5日（火）午後5時まで

この出願システムは、9月5日（火）午後5時で終了します。午後5時までに入力を完了していないと、接続中（入力中）であっても申込みができなくなりますので御注意ください。

## ② 受付最終日（9月5日（火））は大変混雑し、インターネットが繋がりにくくなるのが予想されますので、余裕を持って早めに申し込んでください。

## ウ 受験手数料の払込み

## ① 受験手数料は、クレジットカード（申込者本人名義のものに限ります。）又はコンビニエンスストアで払い込んでください。

## ② 利用できるクレジットカード

VISA、Master、UC、JCB、アメリカン・エクスプレス、Diners

## ③ 利用できるコンビニエンスストア

セブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、セイコーマート、サークルK、サンクス、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア、スリーエフ

## 6 特例措置の実施

身体の機能に障がいのある方等で、車椅子の使用、補聴器の使用、拡大鏡の持込みなど、受験に際して必要な措置を希望される方には、障がい等の状況により希望される措置を行うことがあります。

受験に際して必要な措置を希望される場合は、受験申込み（「郵送による受験申込み」又は「インターネットによる受験申込み」）をする前に、必ず一般財団法人行政書士試験研究センターまで御相談ください。

## 7 合格発表の日時及び方法

## (1) 日時

平成30年1月31日（水）午前9時

## (2) 方法

一般財団法人行政書士試験研究センター事務所の掲示板に合格者の受験番号を公示（掲示）します。なお、公示後、受験者には可否通知書を郵送します。

また、一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ（<https://gyosei-shiken.or.jp>）にも合格者の受験番号を掲載（掲載開始時間は、合格発表日の午前中）します。

## 8 その他

詳細については、一般財団法人行政書士試験研究センター（電話：03-3263-7700）、宮崎県行政書士会（電話：0985-24-4356）又は宮崎県総務部市町村課（電話：0985-26-7116）にお問い合わせください。